

憲法あぶない！学んでつたえないと！

「医療にはたらく女性のつどい in 十勝」に 47 名参加

6月28・29日、道医労連女性委員会主催「医療にはたらく女性のつどい」が帯広市内で行われました。1日目は「集団的自衛権と憲法9条」のテーマで平澤卓人弁護士が講義を行いました。「国連憲章は確かに集団的自衛権を肯定しているが、85年の日本政府答弁書では“憲法9条の下においては、許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきもので…集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであり、憲法上許されないと考えている」と、日本の集団的自衛権を認めてはいない日本政府の見解が示されていること。また、これまでアメリカによって恣意的に作られてきた数々の戦争の歴史があり、「立憲主義とは、そのような恣意的暴力を否定する体制の構築」であり、日本が行うべき国際貢献は、日本国憲法遵守すること、生かすことであることを話されました。



ヨガ講習会～交流会「体が楽になりました」



「顔のヨガは患者さんにもいいかも」

参加者全員で大広間でヨガの実践。肩こりが取れ、体が、顔の筋肉まで、軽く感じられて効果抜群。大好評でした。「これからも続けたいな」という声がありました。夕食交流会は大盛り上がり。全医



労帯広病院看護師OBの方が舞いを披露。歌ありゲームあり、楽しい交流会でした。



「いのちを守る」運動の先頭に！

まずは、私たち自身が元気になろう！

2日目、医労連女性協事務局長の煙崎久美子さんから基調講演がされました。「消費税を社会保障に使う」という政府のウソを示し、今回国会で強行成立させた医療介護総合法案は、入院を在宅へ、医療は介護へ、介護は市場・ボランティアに回すという医療、介護の国の責任を投げ捨てる中身を話しました。また単身女性3割強が貧困、医療介護分野の賃金の低さを示し、「国の医療政策に影響力を与える、医労連の組織拡大を」「食べて、しゃべって学んで行動する女性部活動をしよう」と話されました。参加者からは「若い人にも労働法などわかりやすく学ぶ場を作ってほしい」「若い患者さんの置かれている生活状況は本当に悲惨で、こころがいたむ。私たち医療労働者が告発、発信していかなければ」など、今後の活動に生かせる発言が出されました。2日間で大いに学び、交流できた集いでした。



第57回北海道母親大会

ぜひご参加ください！

7月6日(日)10:00～16:00 札幌市教育文化会館(中央区北1条西13丁目)

午前:分科会 午後:記念講演「家事労働ハラスメントって？」竹信三恵子さん